

平成24年6月第2回八街市議会定例会会議録（第1号）

1. 開議 平成24年5月31日 午前10時00分

1. 出席議員は次のとおり

- 1番 長谷川 健 介
- 2番 鈴木 広 美
- 3番 服 部 雅 恵
- 4番 小 菅 耕 二
- 5番 小 山 栄 治
- 6番 木 村 利 晴
- 7番 石 井 孝 昭
- 8番 桜 田 秀 雄
- 9番 林 修 三
- 10番 山 口 孝 弘
- 11番 小 高 良 則
- 12番 川 上 雄 次
- 13番 中 田 眞 司
- 14番 古 場 正 春
- 15番 林 政 男
- 16番 新 宅 雅 子
- 17番 加 藤 弘
- 18番 京 増 藤 江
- 19番 右 山 正 美
- 20番 丸 山 わき子
- 21番 湯 浅 祐 徳
- 22番 鯨 井 眞佐子

1. 欠席議員は次のとおり

な し

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北 村 新 司
副	市	長 小 澤 誠 一
教	育	長 川 島 澄 男
総	務	部 長 浅 羽 芳 明
市	民	部 長 加 藤 多久美

市民部参事(事)国保年金課長	石 毛 勝
経 済 環 境 部 長	中 村 治 幸
建 設 部 長	糸 久 博 之
会 計 管 理 者	江 澤 弘 次
教育委員会教育次長	長谷川 淳 一
農業委員会事務局長	藤 崎 康 雄
選挙管理委員会事務局長	小 出 聰 一
監 査 委 員 事 務 局 長	麻 生 和 敏
財 政 課 長	吉 田 一 郎
介 護 保 険 課 長	宮 崎 充
下 水 道 課 長	藏 村 隆 雄
水 道 課 長	佐 藤 幸 男
学校給食センター所長	石 川 孝 夫
総務部参事(事)総務課長	小 出 聰 一
厚 生 課 長	石 川 良 道
経済環境部参事(事)農政課長	吉 野 輝 美
建設部参事(事)道路河川課長	勝 股 利 夫
庶 務 課 長	勝 又 寿 雄

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事 務 局 長	森 田 隆 之
副 主 幹	太 田 文 子
副 主 幹	梅 澤 孝 行
主 査 補	須 賀 澤 勲
副 主 査	居 初 理 英 子

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程(第1号)

平成24年5月31日(木)午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案の上程
 諮問第1号
 議案第1号から議案第10号
 提案理由の説明
- 日程第4 休会の件

○議長（鯨井眞佐子君）

会議に先立ち申し上げます。

地球温暖化防止及び省エネルギーに資するため、本日から会議出席者は上着及びネクタイの着用は自由といたします。

次に、北村市長から発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

平成24年4月1日付の人事異動に伴い、部長職の異動者及び新しく課長職となりました職員の紹介をいたします。よろしく申し上げます。

それでは、ご紹介申し上げます。

経済環境部参事農政課長事務取扱の吉野輝美でございます。

総務部企画課行財政推進室長の大木俊行でございます。

総務部課税課長の鈴木正義でございます。

市民部児童家庭課長の廣森孝江でございます。

教育委員会学校教育課長の安川裕樹でございます。

水道課長の佐藤幸男でございます。

建設部道路河川課主幹の江澤利典でございます。

教育委員会学校教育課主幹の伊藤浩子でございます。

以上で紹介を終わらせていただきます。今後ともよろしく願いいたします。

+

○議長（鯨井眞佐子君）

本日、平成24年6月第2回八街市議会定例会は、ここに開会される運びとなりました。

この定例会は、諮問1件、議案10件、請願1件が提出されることになっています。

慎重に審議を尽くされ、市民の負託に応えられますよう期待いたしますとともに、議会運営につきましても、ご協力をお願いいたしまして、開会のあいさつといたします。

ただいまから、平成24年6月第2回八街市議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は22名です。したがって、この定例会は成立いたしました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、地方自治法第121条の規定に基づく出席者は配付のとおりです。

次に、5月22日までに受理した陳情2件、要望1件につきましては、その写しを配付しておきました。

次に、監査委員から2月、3月及び4月予算執行分に係る例月出納検査報告書及び定期監査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額の決定についての報告3件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

次に、地方自治法第100条第13項及び会議規則第164条第1項の規定に基づく議員

派遣については、4月25日に開催された関東市議会議長会と5月16日から17日に開催された北総地区市議会正副議長会定例会に副議長を、5月7日から8日に開催した議会運営委員会文教福祉常任委員会合同視察研修と5月14日から15日に開催した総務常任委員会、経済建設常任委員会合同視察に各委員を派遣いたしました。

次に、地方自治法第104条の規定により、議会の代表として出席した会議は配付のとおりです。

以上で報告を終わります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第81条の規定に基づき、山口孝弘議員、林修三議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

この件については、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

○中田眞司君

報告いたします。平成24年6月定例会の会期等を協議するため、去る5月23日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果についてご報告をいたします。

6月定例会に上程される案件は、諮問1件、議案10件、請願1件であります。

次に、一般質問の通告が16人からありました。

以上の案件を審議するため、6月定例会は、お手元に配付してあります会期表のとおり、会期を本日から6月22日までの23日間と協議決定いたしましたので、この会期等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、議会運営委員長の報告といたします。

○議長（鯨井眞佐子君）

ただいまの委員長報告のとおり、この定例会の会期は、本日から6月22日までの23日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

会期は23日間に決定しました。

日程第3、議案の上程を行います。

諮問第1号、議案第1号から議案第10号及び請願第24-1号を一括議題とし、採決は分割して行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号及び議案第1号から議案第10号の提案理由の説明を求めます。

○市長（北村新司君）

本日、ここに平成24年6月第2回八街市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、ご多用のところご参集いただき、誠にありがたく御礼申し上げます。

提案理由の説明に先立ちまして、4点ほどご報告させていただきます。

まず、1点目につきましては、放射性物質の除染等に要した費用の請求についてでございます。

昨年3月に発生いたしました東京電力福島第一原子力発電所の放射能漏洩事故に伴い、本市では、放射線量簡易測定器の購入、農作物などに含まれる放射性物質の検査、公園緑地などの雑草処分、焼却灰を一時保管するための仮設テント購入及び焼却灰の処理など、今年3月末までに要した費用の総額は約6千500万円にも上り、そのすべてを市の予算から支出してまいりました。

本市では、それらの費用から特別交付税として措置されることになった約180万円と水道課が単独で請求する約120万円を除いた約6千200万円につきましては、当然のことながら、原因者であります東京電力株式会社に請求しなければならないと考えております。このことにつきましては、印旛管内の7市2町、いずれの自治体も同様の見解であることから、去る5月21日に、印旛管内すべての市長と町長が東京電力株式会社成田支社に出向き請求書を提出してきたところでございます。

東京電力株式会社の今後の対応につきましては、6月11日までに文書で回答をいただけることになっておりますが、これらの経費を負担することにより、市民サービスが低下したり市民負担につながるようなことは、決してあってはならないことですので、今後も東京電力株式会社に対し、しっかりと請求してまいりたいと考えております。

2点目につきましては、お茶の出荷制限の解除についてでございます。

お茶につきましては、去る5月14日から八街市、成田市、勝浦市、多古町及び芝山町の3市2町において、今年が一番茶に含まれる放射性物質の検査が実施され、本市を含む2市2町において基準値である1キログラムあたり10ベクレルを下回っていることが確認されたところでございます。

この結果を受け、他の自治体につきましては、順次、出荷制限が解除されましたが、本市だけが、一番茶の収穫時期が迫っているにも関わらず、明確な説明もないまま解除されない状況にあったことから、去る5月24日に農林水産省に直接出向き、担当する農産部長、地域作物課長に説明を求めるとともに、早期解除に関する要望書を提出してまいりました。

また、これに合わせまして、測定結果が8ベクレルと比較的高めだった地点の再検査を県のご協力により実施しましたが、前回検査と同様、基準値以下であることが確認されたことから、改めて県から農林水産省に対し、解除申請をしていただいたところでございます。

このように千葉県農林水産部にもご協力をいただいた中で、要望活動等を行ってきた結果、要望書を提出した翌日の5月25日付をもちまして、八街産のお茶につきましても、出荷制限が解除されたところでございます。

3点目につきましては、酒々井インターチェンジの開設に伴います出口案内標識の設置についてでございます。

お手元に配付させていただきましたA4サイズの資料をごらんください。現在、東関東自動車道に設置されております出口案内標識につきましては、佐倉インターチェンジ、富里インターチェンジともに、「八街」の文字の表示された標識はありませんでしたが、来年4月に予定されております酒々井インターチェンジの供用開始に伴い、資料のような案内標識が設置されることになりました。案内標識の表示につきましては、一般的にインターチェンジの所在する自治体名が記載されるとのことでしたが、酒々井町の小坂町長様並びに富里市の相川市長様のお取り計らいにより、ネクスコ東日本が「八街」の表示について最終決定したと伺っております。成田空港を利用されます大変多くの方たちが東関東自動車道を通行していることから、今回の標識設置が八街市の知名度アップの一役を担ってくれるものと期待しております。

4点目につきましては、本市農産物のPRについてでございます。

昨日のことでございますが、JAいんばの宇津木組合長をはじめといたしますJA関係者の方たちとともに、永田町にあります総理大臣官邸を訪問し、本市の主要農産物の1つでありますスイカのPRを行ってまいりました。残念ながら、野田首相と直接お会いすることはできませんでしたが、内閣官房副長官の長浜氏と面会し、甘さ、食感ともに日本一であると自負しております八街産スイカについてPRさせていただきました。

以上、4点につきましてご報告させていただきます。

それでは、提案理由の説明に入らせていただきます。

本定例会に提案いたしました案件は、人事に関する諮問1件、議案として人事案件1件、専決処分承認を求める案件5件、条例の改正及び制定2件、工事に係る協定の締結、平成24年度一般会計補正予算の合計10議案でございます。

諮問第1号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。「綿貫則子」氏の任期が平成24年9月30日をもって満了することに伴い、新たに「椎名榮子」氏を人権擁護委員に推薦をすることについて、議会の意見を求めるものでございます。

議案第1号は、固定資産評価員の選任でございます。固定資産評価員については、地方税法第404条第2項の規定により、固定資産の評価に関する知識及び経験を有する者のうちから、市町村長が議会の同意を得て選任することとなっており、本年4月1日付で、課税課長となりました本市職員「鈴木正義」を固定資産評価員とすることについて、議会の同意を求めるものでございます。

議案第2号から議案第6号までは、特に緊急を要するため、市議会を招集する時間的余裕がなく、専決処分したことについて、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものでございます。

それでは各議案ごとにご説明いたします。

議案第2号は、八街市税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、

地方税法等の改正に伴い、八街市税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分したものでございます。主な改正内容は、土地の価格修正の特例の延長、土地の負担調整措置等の見直しでございます。

議案第3号は、八街市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、地方税法等の改正に伴い、八街市都市計画税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分したものでございます。改正内容は、固定資産税に係る改正に伴う所要の改正でございます。

議案第4号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定でございます。これは、地方税法等の改正に伴い、八街市国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があることから専決処分したものでございます。主な改正内容は、東日本大震災に係る国民健康保険税特例の延長に伴う所要の改正でございます。

議案第5号は、平成23年度一般会計補正予算でございます。これは、年度末において、学校給食センター事業特別会計の財源が不足する見込みとなったことから、その財源不足を補うため、学校給食センター事業特別会計に繰り出すにあたり、一般会計補正予算を補正する必要があることから専決処分をしたものでございます。

議案第6号は、平成23年度学校給食センター事業特別会計補正予算でございます。これは、給食事業収入の見込額が予算を下回ることとなり、必要な財源が不足する見込みとなったことから、不足分を一般会計からの繰入金で対応するにあたり、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算を補正する必要があることから専決処分したものでございます。

議案第7号は、八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定についてでございます。これは、住民基本台帳法等の改正、外国人登録法の廃止に伴い、関係する条例である八街市手数料徴収条例、八街市ひとり親家庭等医療費等の助成に関する条例、八街市長寿祝金条例、八街市重度心身障害者の医療費助成に関する条例、八街市印鑑条例の一部を一括で改正するものでございます。主な改正内容は、住民基本台帳法が改正され、外国人登録法の廃止により外国人の記録が住民基本台帳法によることとなるため、所要の改正を行うものでございます。

議案第8号は、八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございます。これは、平成24年度及び平成25年度に本市が県から交付を受ける「がんばろう！千葉」市町村復興基金交付金のうち交付を受けた年度以後に支出するものについて、基金として積み立てる必要があるため、制定するものでございます。

議案第9号は、八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定についてでございます。これは、施工管理に高度な専門的知識を要し、技術的に難易度の高い本工事を安全で確実に施工するため、同様の工事について数多くの代行実績のある日本下水道事業団に本工事に係る業務を代行していただくため、協定を締結するものでございます。

議案第10号は、平成24年度八街市一般会計補正予算についてでございます。この補正

予算は、既定の予算に1億2千640万円を増額し、歳入歳出予算の総額を195億640万円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金5千70万1千円、県支出金1千500万円、繰入金1千510万円、市債4千560万円を増額するものでございます。歳出につきましては、道路整備事業費9千640万円、榎戸駅整備事業費1千500万円、議案第8号として提案してございます八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例による基金の積立金1千500万円を増額するものでございます。

以上で、提案いたしました議案の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議の上、可決くださるようお願い申し上げます。

なお、議案ではございませんが、平成23年度繰越明許費及び事故繰越につきましては、議案と一緒にご配りしてございます繰越計算書をもって報告にかえさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（鯨井眞佐子君）

次に、請願第24-1号の紹介議員の説明を求めます。

○山口孝弘君

請願第24-1号について説明をさせていただきます。

今回の請願箇所、市道210号線は、主要地方道千葉八街横芝線、松林交差点から主要地方道千葉川上八街線、向台交差点を経由して、市道114号線までの交差点を結ぶ路線のうち、総武ニュータウン入口から市道114号線交差点までの約1.5キロメートル区間です。

この路線は、市中心部と南部地区を結ぶ重要な路線であり、特に朝夕はかなり混雑いたします。このような状況をご理解いただき、朗読をもって説明とさせていただきます。

件名、市道の舗装改修と歩道設置の請願。

請願者、六区区長、元木二三男、ほか19名です。

紹介議員、私、山口孝弘、石井孝昭議員、服部雅恵議員です。

請願要旨は、市道210号線の舗装改修と同線に沿う歩道の設置についてです。

請願理由は、東吉田から四木へ行く道路で、近年大型車を含めた交通量の増大で、路面の損傷がひどく、大雨のときには冠水し、渋滞を引き起こしております。また、この道路を通行する地元住民はもとより、笹引小学校、八街南中学校の生徒たちにも危険が増し、ここ数年、車との接触事故も散発しております。

これからの対策として、舗装の改修と同線に沿う歩道の設置を一刻も早く実施していただきますようお願いいたします。

以上、地方自治法第124条の規定により請願いたします。

平成24年5月18日。

八街市議会議長、鯨井眞佐子様。

以上、よろしくご審議の上、採択されますようお願いいたしまして、請願の説明とさせていただきます。

○議長（鯨井眞佐子君）

お諮りします。ただいま議題となっております諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について及び議案第1号、固定資産評価員の選任については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

最初に、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてです。

これは、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものです。

お諮りします。この件については、直ちに意見を決定したいと思います。

人権擁護委員候補者を市長の推薦のとおり適任と認めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

諮問第1号は、市長の推薦のとおり適任と認めることに決定しました。

次に、議案第1号、固定資産評価員の選任についてを採決します。

この議案に同意することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

議案第1号は、同意することに決定しました。

日程第4、休会の件を議題とします。

明日6月1日から4日までの4日間は、休日及び議案調査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（鯨井眞佐子君）

ご異議なしと認めます。

明日6月1日から4日までの4日間は、休会することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

本日の会議はこれで終了します。

6月5日は、午前10時から本会議を開き、市政に対する一般質問を行います。

議員の皆様に申し上げます。

6月12日に議案に対する質疑を予定していますので、質疑のある方は6月6日、午後4時までに通告書を提出するようお願いいたします。

なお、所属する常任委員会の所轄する議案については、原則として質疑を避けるようお願いいたします。

この後、会派代表者会議を開催しますので、関係する議員は第2会議室にお集まりください。

ご苦労さまでした。

(散会 午前10時38分)

○本日の会議に付した事件

1. 会議録署名議員の指名

2. 会期の決定

3. 議案の上程

諮問第1号

議案第1号から議案第10号

請願第24-1号

提案理由の説明

4. 休会の件

.....
諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

議案第1号 固定資産評価委員の選任について

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（八街市税条例の一部改正）

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（八街市都市計画税条例の一部改正）

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（八街市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第5号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市一般会計補正予算）

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて（平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算）

議案第7号 八街市手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第8号 八街市東日本大震災復興基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について

議案第9号 八街市公共下水道大池第三雨水幹線建設工事に係る基本協定について

議案第10号 平成24年度八街市一般会計補正予算について

請願第24-1号 市道の舗装改修と歩道設置の請願

+